1　配偶者控除及び配偶者特別控除が次のとおり改正になりました。

平成30年度分まで

配偶者控除	配偶者の合計所得金額38万円以下	33万円
	老人控除対象配偶者	38万円
配偶者特別控除	納税義務者の合計所得金額1,000万円以下 ※給与所得だけの場合の納税義務者の給与等の収入金額1,220万円以下	
	配偶者の合計所得金額38万円超45万円未満	33万円
	45万円以上50万円未満	31万円
	50万円以上55万円未満	26万円
	55万円以上60万円未満	21万円
	60万円以上65万円未満	16万円
	65万円以上70万円未満	11万円
	70万円以上75万円未満	6万円
	75万円以上76万円未満	3万円
	76万円以上	0円

※　納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者特別控除の適用を受けることができない。

平成31年度分から

		納税義務者の合計所得金額 ※()内は給与所得だけの場合の納税義務者の給与等の収入金額			【参考】配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額
		900万円以下（1,120万円以下）	900万円超950万円以下（1,120万円超1,170万円以下）	950万円超1,000万円以下（1,170万円超1,220万円以下）	
配偶者控除	配偶者の合計所得金額38万円以下	33万円	22万円	11万円	1,030,000円以下
	老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額38万円超90万円以下	33万円	22万円	11万円	1,030,000円超1,550,000円以下
	90万円超95万円以下	31万円	21万円		1,550,000円超1,600,000円以下
	95万円超100万円以下	26万円	18万円	9万円	1,600,000円超1,667,999円以下
	100万円超105万円以下	21万円	14万円	7万円	1,667,999円超1,751,999円以下
	105万円超110万円以下	16万円	11万円	6万円	1,751,999円超1,831,999円以下
	110万円超115万円以下	11万円	8万円	4万円	1,831,999円超1,903,999円以下
	115万円超120万円以下	6万円	4万円	2万円	1,903,999円超1,971,999円以下
	120万円超123万円以下	3万円	2万円	1万円	1,971,999円超2,015,999円以下
	123万円超	0円	0円	0円	2,015,999円超

※　納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることができない。

2　控除対象配偶者の定義を改め、改正前の「控除対象配偶者」に該当するものは、「同一生計配偶者」と名称を変更することとされました。

平成30年度分まで

控除対象配偶者

納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が38万円以下の者

平成31年度分から

同一生計配偶者

納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が38万円以下の者

控除対象配偶者

同一生計配偶者のうち納税義務者の前年の合計所得金額が1，000万円以下の者